

「農業通信 VOL. 3」

「農地集約・仲介組織創設」と農業経営の法人化

9月に入り、農林水産省は、農業向けの「農地版の不動産仲介業務」を市町村レベルでの設置を発表しました。

これは、後継者のいない農業の活用や農地の大規模化をしたい等の要望に応える為の組織作りといえます。

これにより農地の流動化を促進し、世界的な食料不足懸念もある中で海外に比べ経営効率の低い国内農家の大規模化と生産性の向上を促すことを目的にします。

新制度では農業の大規模化経営を目指す企業の農業参入の追い風にも成り得ます。

前回の「農業通信」で、農業経営の法人化を説明させて頂きましたが、その目的の一つにも掲げました、「法人化は地域農業の受け皿」にもこの制度はマッチするものです。

農業の高齢化に伴って後継者問題も深刻化している。農家同士が個別交渉で農地を引き継いだり、農協などを通じて後継者探しをしたりする動きはあるが、これでは農地が一カ所に集まらず生産性を高めることができません。

この制度では仲介業者を地域に一つのみ設置することにより、地域内で農業・農地を集約することが出来ることとなります。そこで地域単位での法人を設立することで、休耕農地や後継者のいない農地の耕作や農地そのものを買収することにより地域農業の受け皿としての役割を担えるのです。

当事務所では「農業法人の設立から税務会計業務」すべてのご相談を承れる用意があります。お気軽にご相談下さい。

農業P Pリーダー 酒井充明